

經濟財政諮問會議（平成26年第17回）  
議事録

内閣府政策統括官（經濟財政運営担当）

## 経済財政諮問会議（平成26年第17回）

日 時：平成26年10月21日（火）17:36～18:27

場 所：官邸4階大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- （ 1 ）女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等
- （ 2 ）歳出の重点化・効率化（社会保障改革の在り方）
- （ 3 ）骨太方針・予算の全体像フォローアップ

### 3 閉 会

(甘利議員) ただいまから、平成26年第17回経済財政諮問会議を開催いたします。  
本日は、財務大臣が御欠席であります。宮下財務副大臣が御参加をされます。

#### 女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等

(甘利議員) まず、塩崎厚生労働大臣、有村女性活躍担当大臣に御参加をいただき、「女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等」について議論を行います。

なお、この議論に関係の深い一宮人事院総裁にも御参加をいただいております。

それでは、まず伊藤議員から説明をお願いします。

(伊藤議員) 資料の1-2を使いまして、ごく簡単にポイントだけお話をさせていただきたいと思います。

2ページのグラフでおわかりだと思いますけれども、現状の制度の中では所得が、配偶者の給与収入が増えていくときに、103万と130万のポイントで大きく動く。これが女性の働き方に中立的には必ずしもなっていないのではないだろうかということで、この後、各論点について申し上げますけれども、制度改革についても今後更に検討を加えると同時に、国民の意識とか慣行にも関わるということを申し上げておきたいと思います。

3ページは、「社会保険料」についてですが、130万円のところで社会保険料は大きく動く形になりまして、いろいろな可能性が考えられています。厚生労働省で要件を下げて、より多くの方が今の保険制度の中に入るような形にする。これが大きく動けば130万の壁は消えるわけですが、この点は後でまたぜひ塩崎大臣からお話いただきたいと思いますが、28年の10月から実行、それから3年以内に更に見直すということで、少しスピードを速める可能性があるのかどうかということも含めてお聞きしたい。

もちろん、それ以外に保険料負担を少し段階的にするという、我々はこの例で言うと例の1とか例の2というやり方もあるわけです。ただ、こういうことを進めるときに経済の実態は非常に重要でございますから、過度な負担になるような形の改革には注意しなければいけないと思います。

次に、4ページに配偶者手当の話がございます。これも御案内のように、結果的に103万円とか130万円のところまでは配偶者手当を支払うという慣行がかなり日本全体に行き渡っておりまして、これもそういう慣行を変えていって中立的な仕組みにすれば良いということだろうと思いますけれども、これは制度というよりは慣行でございますので、どうしたらより中立的な制度にするかということについて国民的に議論しながら雰囲気を作っていくことが重要だろうと思います。政労使の場で議論するというのも、そういう中ではひとつ可能性としてあると思います。

さらに、国につきましても来年度の人事院勧告からこういう世の中の流れに対応して制度を変えていくような検討をすべきであると考えております。

5ページは「配偶者控除」の件でございまして、これは政府税制調査会などでも既に議論がされておりまして、そこには税調の案というものが絵で示してあります。基本的には

夫婦に対して一定額の控除を付すという制度なども考えられるということだろうと思えますけれども、これは一つの案でございます、いずれにしても今後経済の家計の負担などの問題も当然ございますので多面的に議論していく必要があると思えます。

ただ、1つ申し上げたいのは、制度に関して見ると税制上、所得の逆転現象は既に解消しているということでございますので、国民の認識を高めていくというようなことも問われるだろうと思えます。以上でございます。

(甘利議員) それでは、これまでの説明、問題提起を踏まえ、まず各閣僚から御意見や御質問をいただきたいと思えます。時間の制約もありますので、御意見につきましてはその背景等の御説明は結構でございますので、ポイントを絞り込んでコンパクトにお願いいたします。

では、財務副大臣。

(宮下財務副大臣) 女性の働き方に中立的な税制につきまして、政府税制調査会におけますこれまでの議論の状況を御紹介したいと存じます。

政府税制調査会におきましては、配偶者控除をはじめとする各種控除の在り方を検討するに当たりましては人口減少、家族の在り方、働き方の多様化、格差の拡大など、社会や経済の構造的な変化を踏まえた視点からの検討が必要との意見が多く出されております。

このため、働き方の選択に対して中立的な税制の構築についても、家族の在り方や働き方などに関する国民の価値観に深く関わる問題であり、いくつかの考え方を整理した上で国民的な議論に供していくことが必要と考えられております。

考え方のいくつかについて御紹介をいたします。お手元の資料にクリップ止めの配付資料という束がございますが、その一番上にA3を2枚束ねた大きい資料がございます。この2枚目が図入りの資料でありますけれども、この大きな資料の図1、上の方の3つあります真ん中ですが、右の上の図1であります。

この図1に示されておりますように、配偶者控除を廃止して配偶者の収入によって納税者本人の控除額が影響を受けない仕組みとした上で、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきとの考え方が示されております。これに対しては、家族の在り方や、また片働き世代、パート世代の負担が増加することを考慮いたしますと、慎重に検討すべきとの意見が出されております。

次にその下、図2に示されておりますように、夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえて、配偶者の収入にかかわらず夫婦の控除の合計額が一定となる仕組みとしてはどうかとの考え方もございます。これによりまして、パート世帯が受けられる控除額が片働き世帯や共働き世帯よりも多くなっております、いわゆる二重の控除の問題を解消することによりまして、働き方の選択に対して中立的な税制に近づけることにはなりません。

これに対しては、所得控除の合計額は一定となっても、配偶者に適用される税率が納税者本人より低い場合には、配偶者の就労に対して抑制的な効果があるため、必ずしも働き方の選択に対して中立的ではないこと、また、世帯単位で税負担を捉える考え方の導入に

つきまして懸念があることのほか、パート世帯にとって負担増となることなどから慎重な意見もございます。

これらは配偶者控除だけに焦点を当てた議論でございますけれども、それだけだと袋小路になってしまうのではないかと、より広い視点からの検討が必要ではないかという意見もございます。例えば、控除の見直しにつきまして家族や夫婦といった視点を取り込んだアプローチとすべき、また、所得税の様々な控除全体を見直すことを通じ、家族世帯に対する配慮の充実や低所得者世帯に対する配慮を行う中で、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要ではないかとの考え方も示されております。

引き続き、政府税制調査会におきまして考え方の整理を行ってもらい、検討を進めてまいりたいと存じます。以上です。

(甘利議員) 塩崎厚労大臣。

(塩崎臨時議員) 社会保険料のいわゆる130万円の壁につきまして申し上げたいと思います。

資料に「女性の働き方に中立的な社会保障制度」ということでお配りをしておりますが、その2ページをご覧くださいながらと思います。

第3号被保険者のみならず、自ら保険料負担を行って130万円の壁が存在しない第1号被保険者でも、この2ページをご覧くださいのとおり100万円前後に山が存在しております。これは、130万円の壁とは別の要因が作用していることを示していると思われれます。この別の要因として考えられるのが、社会保険料の事業主負担の問題でございます。短時間労働者を雇用する理由の一つに、社会保険の負担を上げる事業者が2割弱存在するというアンケート調査もございまして、いわゆる就業調整行動は130万円の壁とは別に被用者保険適用の壁による事業主の社会保険料負担の回避行動が作用していることを念頭に対応を考える必要があると思います。

それにつきましては、4ページにいわゆる「130万円の壁」と被用者保険適用の壁ということでお示しをさせていただきます。

5ページから、被用者保険の適用拡大が今の問題に対して平成28年10月から行われ、推計25万人が新たに被用者保険の適用を受けることになります。被用者保険適用の壁が適用拡大によって下がることで、130万円を境に定額の保険料負担が生じていたケースでも報酬、すなわち負担能力に応じた保険料負担が賦課されることになります。これについて、平成28年10月からということがスピードでどうだろうかということが今、伊藤先生からございました。

9ページ以降をご覧くださいますと、適用拡大につきましては昨年の国民会議において更なる適用拡大の必要性が指摘をされています。本年の財政検証でも、適用拡大を進めた場合のオプション試算も財政検証の中で行っておりまして、年金水準の確保に一定の効果があることが確認をされております。

それから12ページでございますが、先ほど有識者議員の皆様方からいただいております

提言の中で、第3号被保険者につきまして段階的に保険料徴収を行うことについての提案をいただいていると思いますけれども、保険料を納めていただいたことが給付に反映するために基礎年金給付だけの国民年金ではなくて、上乘せ給付のある厚生年金に加入していただく。すなわち、適用拡大によって第3号被保険者から第2号被保険者になっていただく必要があります。

このため、現在社会保障審議会年金部会で財政検証結果を踏まえた制度改革の議論を進めておりますけれども、平成28年10月の施行後の更なる適用拡大の在り方について、更に一步でも前に進めるために今できることがあるかどうかについて議論をしていただいているところでございます。

被保険者が自らの負担が将来受け取りにつながるという実感、確認が重要との御指摘をいただいておりますけれども、それらもごもっともでありまして、企業も個人もやりがいをもって働くことができ、個人も働き方に応じた所得の増加が見込まれるような姿が望ましいと思います。

厚生労働省としてもしっかり検討を進めていき、平成28年10月の適用拡大の施行後、なるべく早期に措置を講ぜられるよう、前向きに議論をしてまいりたいと思います。

(甘利議員) 有村大臣。

(有村臨時議員) 女性が輝く社会の実現は、成長戦略における最重要課題の一つです。リスクをとってでもこの問題を直視し、立ち向かっていただいている総理の強いリーダーシップは率直にありがたいと認識をしております。

今月10日には、総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、お手元に資料を配付させていただきました「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定いたしました。

また、去る17日には、これもお手元の資料に配付させていただいておりますが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を閣議決定いたしました。

本日、伊藤先生に代表される民間議員の皆様から御提案がありましたように、働きに応じて世帯収入が増加する公平な制度づくりを進めていくことは、女性の活躍を更に進めて持続的な経済成長を実現するためにも重要な課題だと認識をしております。

制度の見直しに伴って起こり得る世帯の可処分所得の変動にも十分に御配慮いただきながら、働き方に公平に報いることのできるフェアな社会作りに向けて議論が進められることを御期待申し上げる次第でございます。

厚生労働省の塩崎大臣など関係閣僚、または各省と連携を進めながら、担当大臣といたしましても女性が輝く社会の具現化に努めてまいります。以上です。

(甘利議員) 民間議員から何かありますか。

では、榊原議員どうぞ。

(榊原議員) 先ほど民間議員ペーパーで提案したとおりでございますが、男女の固定的な役割分担意識を払拭する象徴的な意味も含めまして、女性の働き方に中立的な税制及び

社会保障制度、これをパッケージで見直すことは重要な取組であります。しっかりと検討した上で、早期に結論を得ていくべきと考えます。

一方、配偶者手当でございますが、103万円あるいは130万円の給与所得まで一定額を支給する企業が多いわけですが、配偶者の所得に関係なく手当を支給する企業もあります。また、既に廃止した企業もあり、実態は多様化しています。こういった中でこの配偶者手当につきましては、今後、政労使の場においてその在り方を検討すべきと考えますが、ただいま申し上げた多様な実態を踏まえ、まず社会保険の適用範囲の拡大と配偶者控除の見直しを行った後に、個別労使が話し合って自社にかなった制度にしていくということが現実的なアプローチではないかと考えます。

私からは以上です。

(甘利議員) 高橋議員。

(高橋議員) 103、130万の壁に関して制度の見直しを広い視野から慎重に行うことは当然だと思いますが、2つのことを強調させていただきたいと思います。

1つは、政府の成長戦略の目玉として女性の活躍促進を打ち出している以上、制度改革はスピード感が大切です。できるだけ早く、できれば年内にでも大きな方向感を出す必要があるのではないかと。このことを強調させていただきたいと思います。

もう一点が、これも既に出たことですが、制度の見直しによって家計への負担増につながってしまったのでは制度の見直しの趣旨から外れてしまうことになるのだろうと思います。したがって、負担増にならないような見直しをぜひお願いしたい。

(甘利議員) ありがとうございます。では、新浪議員。

(新浪議員) 130万円の壁がいわゆる被保険者の方にあるかどうか、事業者の方にもコンビニなどをやっていて実際にあると思います。

しかし、一方で、やはり入りたいというベネフィットがあまりにもないのではないのでしょうか。やはり掛け金に応じてベネフィットがあるということが非常に重要で、被保険者の配偶者であることに対して自ら被保険者としてお金を払うという人たち、この人たちにとって払うことにベネフィットがあるかということが明確になってこないといけないのではないのでしょうか。

この現状の仕組みは、入ることによるメリットは十分あると認識されていないのではないのでしょうか。また、あるということであれば働きたいということになり、意欲の改善にもなる。

ということで、ぜひこの制度はメリットがある、入ることによってメリットが出てくると、こういうような制度設計を考えるべきではないかと。思います。

(安倍議長) 安倍内閣は女性が輝く社会を目指し、子育て支援、女性の再就職支援等を強力に推し進めていきます。女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕組みや慣行等についても、国民的な議論を進め、見直しをしていく考えであります。

本日の議論を踏まえ、関係大臣が協力をして、女性の活躍に向け、総合的に具体的取組

の検討を進めていただきたいと思います。

また、人事院総裁におかれましても、国家公務員の配偶者手当についてこうした観点から検討を行っていただきますようによろしくお願いいたします。

(甘利議員) ここで、有村大臣、一宮人事院総裁は退室になります。御苦労様でした。

(有村大臣・一宮人事院総裁退室)

#### 歳出の重点化・効率化(社会保障改革の在り方)

(甘利議員) 続いて、塩崎大臣に引き続き御参加をいただき、社会保障改革の在り方について御議論をいただきます。

まず、伊藤議員から御説明をお願いいたします。

(伊藤議員) 資料2-2を使って御説明させていただきたいと思います。

最初の2ページは医療提供体制に関わる点で、これまで何度も申し上げてきましたように、地域を比べますと、例えば平均在院日数は多いところで少ないところの2倍、あるいは病床数については3倍ということで、これをどういうふうに変えていくかということは、実は日本全体の医療費を是正する上で非常に有効なポイントであるということをお知らせしてきました。

残念ながら、その右の表にありますように、自治体の中でこの3年間に過剰度合が増してしまいました。つまり、改革がなかなか進んでいないところが非常に多いということも現状でございます。

それを受けまして、3ページにございますけれども、医療費に関しても地域によって大きな違いがあるということは皆さんよく御存じの点だと思います。その医療費というのが、病床数のようなものと非常に強い相関を持っている。

政府としてはこういうことをベースに、都道府県の情報をきちんと確保しながら医療の適正化計画を進めていくということで進めていると理解しておりますけれども、それを実行するための責任と権限が都道府県に集まるということであるとすると、それを実際にどうやって担保するか。まさに塩崎大臣が日ごろおっしゃっているガバナンスということが求められていると思いますので、それに対して国でどういう取組をするかということをごひ、更に検討していただきたいと思います。

4ページは薬価についてで、これは昨年来、市場実勢を反映した価格が毎年予算に反映する仕組みを作るべきだ。薬価は国民にとって非常に大きな財政負担も伴うものであるわけですから、できるだけ適正にやるべきである。

私も少し勉強させていただいて驚いたのですが、左側に図がありますが、薬価を決めた後、半年、1年、価格を決めないでどんどん売り買いしてしまう。それで、後で値決めをする。私も長年、流通慣行は勉強していたのですが、こういうケースは他にもあまり聞いたことがないケースで、小さな産業であればそれは良いのかもしれないけ



れども、国民の大きな負担を伴うわけですから、まず大切なことは実態調査を徹底的にさせていただく。その上で何ができるか、あるいは何をすべきかということが恐らく見えてくるのだらうと思います。ぜひ、塩崎大臣には実態調査をしていただきたいと思います。

5 ページは介護報酬についてです。御案内のように介護サービスは非常に高収支率であって、その背後で考えなければいけないのは事業コスト等を更に厳格にチェックすることが問われていると同時に、これは単に価格とか料金だけの問題ではなくて、利用者利便などにも当然関わってくると思いますから、ここについてももしっかり国民のメリットになる仕組みになるような、ガバナンスというのは今日のキーワードですけれども、問われてくると思います。

4 番目は生活保護の話でございまして、いくつか重要なポイントがあると思います。一つは医療でもその話がよく出てくるのですが、予防が極めて重要だらうということ。なぜ保護に至ってしまったのか、そういう背景や要因をしっかりと分析することによって、今後、生活保護が過度に増えることがないような、いわば制度としての予防をどうするかということにしっかりと取り組んでいただきたい。

それからもう一つは、これまでも25年度、26年度に自立活動確認書に基づく集中的な就労支援ですとか、あるいは就労活動促進費ですとか、就労自立給付金ということをやってきたわけですけれども、これが本当にどのような成果があるかということを一度きちんとレビューして、PDCAということだらうと思いますが、進捗状況を確認することが必要であるということがここに書いてあることとございます。

(甘利議員) それではまず各閣僚から、塩崎厚生労働大臣。

(塩崎臨時議員) お手元に「社会保障改革について」という横長の資料がございまして。

民間議員ペーパーに対する厚生労働省としての考え方は18ページ以降に入っておりますのでまたご覧いただければと思いますが、まず3ページをご覧いただきたいと思います。

医療費につきましてはまず「入院医療の適正化と地域包括ケアの推進」、そして「予防・健康づくりの推進」、予防という話が生活保護でも出ましたが、3番目に「後発医薬品の使用促進、費用対効果の試行的導入等」を進めてまいりたいと考えております。

4 ページ。病床の適正化や地域的なばらつきの是正、先ほど御指摘がありました、医療の質を高めるためにも重要な課題でありまして、そうした中で地域医療介護総合確保基金の活用など、都道府県の取組に対するインセンティブ付けを含めた国の役割をどうすべきかということについて検討を行っていく必要があると思います。都道府県がベッド数の決定をできるわけですけれども、国がそこにどういう誘導ができるのかということを考えなければいけないのではないかと考えております。

5 ページ。予防・健康づくりにつきましては、保険者による医療費適正化の取組についてデータヘルスを推進するとともに、個人保険者のインセンティブを強化することを検討しておりまして、また、「後発医薬品の使用促進、費用対効果評価の試行的導入等」についても取組を進めていくということとございます。まさに先ほど伊藤議員からもありまし

たように、ガバナンスの問題が重要な決め手の一つになるかと思えます。

6 ページに薬価の問題がございますが、薬剤費の適正化のため、これまでも市場実勢価格に基づき価格改定を実施してきました。今後も適正に行っていきたいと思っておりますが、流通慣行など医薬品の取引の実態調査、今、伊藤議員からお話がありました、この実態調査について前向きに検討していきたいと思えます。

あわせて、平成26年度の診療報酬改定で導入いたしました、今も御指摘のあった未受結減算の仕組みの成果についても今後、経済財政諮問会議に報告をしてみたいと思っております。

9 ページ、介護の問題についてです。27年度の介護報酬改定に当たりましては記載のとおり、1 番目に在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化、それから質の高い介護人材の確保、効率的かつ効果的な配置、そして3 番目に効果的・効率的なサービス提供体制の構築の3 点が重要な視点でございます。本年6 月に閣議決定した骨太の方針に沿って、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

11 ページ。社会福祉法人が行う事業の効率化の改善に関しては、社会福祉法人自体のガバナンスを強化していくという側面と、介護保険でいえば自治体による保険者のガバナンスを強化していく側面の両面があるかと思っております。

具体的には、社会福祉法人の内部留保の問題について財務の透明性を高めて「見える化」していくことや、行政のガバナンスを更に発揮をしていくことが重要ではないかと思っております。こうしたことを通じて、社会福祉法人の内部留保を適切に社会で活用されるようにしていきたいと考えております。

13 ページ、生活保護についてです。生活保護受給者の増加をいかに防いでいくか。国と地方が一体となって取り組んで進めていく必要があると思えます。民間議員の御指摘や、これまでの調査を分析することで、こうした取組につながるようにしていく必要がございます。

なお、市町村がこの事務をやっているのです、保護決定を含めということであれば、市町村における生活保護の適正な執行も重要でありまして、国としても市町村の好事例を広めてまいりたいと考えております。

14 ページは就労支援でございますけれども、先ほどお話ございました就労支援につきましては、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行って、保護から早期脱却を目指すということでございます。

具体的には、「自立活動確認書に基づく集中的支援」に始まって保護の脱却に至るまでの施策を的確に実施するとともに、進捗状況を毎年度把握し、効果的な実施につなげていく。

さらに、骨太の方針にも言及されております40代、50代の被保護者等に対する就労支援の強化のために、福祉事務所ごとに就労支援体制整備推進員を配置いたしまして、地域での就労支援の連携体制の構築等を行う経費を要求してございます。

15ページ、医療費扶助です。半分近いウエートを占めている医療費扶助の適正化は重要でございます、記載のとおり様々な取組を行っております。受診行動の適正化、健康管理指導の拡充を進めるとともに、自治体の取組強化も行っていきたいと思っております。

16ページに、生活保護基準の適正化がございます。この基準の適正化につきましては、生活扶助基準に関して一般低所得世帯との均衡や過去の物価の下落分を勘案し、平成25年8月から3年程度かけて段階的に適正化を図っております。

一方で、これを不服とする審査請求、訴訟が提起されておまして、訴訟等に耐え得る合理的な根拠をもって見直しを行ってまいりたいと思っております。

骨太方針で言及されております住宅扶助及び冬季加算に関しても議論を進めておまして、検討結果を踏まえて今年度の必要な見直しについて検討してまいりたいと思っております。

(甘利議員) 財務副大臣、どうぞ。

(宮下財務副大臣) 27年度の介護報酬改定につきましては、先般の財政制度等審議会においても議題として取り上げられておまして、その議論を紹介させていただきたいと思っております。

資料はお手元の「平成27年度介護報酬改定について 麻生議員提出資料」という資料です。

1枚目でございますように、この議論の中で、介護報酬改定にはメリハリが必要であること。

具体的には、消費税財源を活用して、介護職員の処遇改善加算措置の拡充等を行う一方で、事業類型ごとの収支状況や社会福祉法人の内部留保等を反映した報酬基本部分の適正化を行う必要があること。

また、その結果、報酬改定全体としてはマイナスにして、市町村の介護保険料や利用者負担等の国民負担を抑制していく必要があるという議論がございました。

また、介護報酬改定の外枠での話であります、低所得者の介護保険料の軽減、認知症対策を含む医療介護連携、また、基金を活用した施設整備等の充実策を実施することとしており、これらを含めた全体像で議論する必要があるという議論がございました。

なお、介護職員の処遇改善加算の拡充と報酬基本部分の適正化がどのように両立するかについては、3ページ目にグラフを付けております。

詳細は省略いたしますが、処遇改善につきましては、別枠の加算措置を充実させることによって、報酬基本部分を引き下げて、収支差を適正化しても、現行のサービス提供のコストを賄った上で、介護職員の皆さんの処遇を確実に改善できると考えているところでございます。

今後の検討に当たりましては、こうした観点を踏まえていただく必要があると考えております。

(甘利議員) 他に閣僚からはありませんか。

それでは、新浪議員、どうぞ。

( 新浪議員 ) ありがとうございます。

先ほど伊藤議員が説明された資料の2ページ目でございます。図表3でございますが、これを見ますと、20%以上も病床が過剰で悪化している県もあります。一方で、全く改善していない県もあります。経営であれば、悪ければよくなるということで、これは大変よくなる余地があるということで、うらやましく感じている次第でございます。

図表1にありますが、先ほど伊藤議員からあったように、全然改善が進んでいません。こういう中で、何と言っても、地域格差に注目していくべきであり、2倍、3倍の地域差があるところは、医療費とのリンクが一番あります。とりわけ入院している日数、そして、10万人当たりの病床数もこんなに差があります。これはひど過ぎます。そういう意味で、パフォーマンスが悪いところが、3～5年の間に平均に落ち着くといったことをしていかなければいけません。

また、逆に達成が不可という県は、場合によっては、地方交付税交付金で対応するなど厳しくやらないといけません。図表3に見るように、進んでいないことが事実として出てきているわけですから、ここは厳しくやるということで、パフォーマンスをきちんと出したところは、プラスしてやります。

こういう具合に、ペナルティーとインセンティブの組み合わせで、首長は議会もありますから、この組み合わせがあるから、議会に対しても説明がつくことになるわけです。ですから、これによって、税と社会保障一体改革の目玉として、本格的にメスを入れることを大きくメッセージとして出していただきたい。課題として、国民にも非常にわかりやすいと思うので、ぜひこれをお願いし、官邸が主導していただきたいと思います。

( 高橋議員 ) 新浪議員から、病床問題で県のガバナンスが発揮されるように、ぜひとも国としてリーダーシップをとってお話でしたが、私からもガバナンスということに関して、病床問題以外のところでも2つ、ガバナンスの必要な場所を強調させていただきたいと思います。

まずは、社会福祉法人のガバナンスの強化です。会計制度の質的向上と透明化、事業計画のディスクロージャーの推進、それから、先ほど塩崎大臣が行政のチェックということをおっしゃいましたけれども、今、外部監査では、市役所の業務監査のみになっているわけですし、やはり第三者機関を入れて、きちんと監査をすることが大事だと思います。そういったことも含めて、社会福祉法人に対するガバナンスの強化が不可欠で、その際に一定基準をクリアした法人に対しては、しっかり支援をするというメリハリが必要なのではないかと。これが2つ目のガバナンスでございます。

もう一つのガバナンスが、国民健康保険です。保険者のガバナンスということで、レセプトの支払いに対して、しっかりした審査が必要です。ここも例えば外部監査化することで、徹底した効率化を進めるような仕組みをぜひとも検討していただきたいと思います。

( 甘利議員 ) 榊原議員、どうぞ。

( 榊原議員 ) 社会保障と税の一体改革は、国民に消費税率の引上げといった負担を求め

る一方で、増税分は全額社会保障財源に充てる。その中で、制度の充実と重点化・効率化を同時に実施する。そして、社会保障制度の持続可能性を高める。こういったことを目的としたものです。当初、この趣旨に鑑みて、社会保障の充実に3.8兆円程度を充てるとともに、1.2兆円程度の重点化・効率化を実施することが明確に示されていたわけです。

ところが、現在のところ、政府の審議会の議論等では、重点化・効率化の検討が十分な進展を見ていないのが実態であろうかと思えます。政府としても、制度の持続可能性向上のため、先ほど塩崎大臣から御報告がございましたこと、新浪議員から強調された病床の解消加速など、本日、民間議員が提案した社会保障給付の抑制策を含めた適正化策をしつかりと講じなければならないと思えます。

（甘利議員） 他にございますか。官房長官、どうぞ。

（菅議員） 先ほど新浪議員が社会保障で改革すべき点を指摘されました。極めてわかりやすいことだと思います。ややもすれば、私たちは社会保障ということで、なかなかメスを入れ切れない部分であると思えます。そのために、どんどん社会保障費が膨らんでいっているわけでありますから、ある県でできていて、他の県でできないことはないと思えますので、ここは政府としてもしっかりと対応していきたいと思えます。

（甘利議員） 塩崎大臣、何かありますか。

（塩崎臨時議員） 特にガバナンスというお話がありましたけれども、今の都道府県の格差は、いろいろな医療保険がありながら、国保を含め、協会けんぽ、組合健保もありますけれども、それぞれガバナンスが十分に効いていないのではないかという感じがしております。

既に先ほどのデータヘルス等々、これはガバナンスを自ら効かせる保険者の責務ということですが、今度の都道府県の話も、ベッド数の格差は、大体西高東低になってしまっていて、今回、地域医療構想を作ることになっています。また、医療費の適正化計画の見直しを検討していますので、これらの中で、先ほど申し上げたように、都道府県が決めることであったとしても、先ほどの新浪議員の話で言えば、アメとムチを使いながら、国がどう正しい方向へもっていけるかという問題だろうと思えますので、しかと受け止めて、厚生労働省としても方策を考えていきたいと思えます。

（甘利議員） それでは、この件はこれまでといたしますが、塩崎大臣が退席される前に、総理からご発言をいただきます。

（安倍議長） 国民の社会保障に対する関心も大変強いわけでありまして、本日は、医療費の見える化を含む医療保険制度の改革、薬市場の実態の早急な把握をはじめとする薬価制度の見直し、メリハリの効いた介護報酬の適正化などについて、御議論をいただきました。

本日の議論を踏まえまして、塩崎大臣には、社会保障の効率化・重点化により、質を維持しつつ、国民負担を軽減していくよう、諮問会議とよく調整しながら議論を進め、年内を目途に諮問会議に報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(塩崎臨時議員) はい。

(甘利議員) それでは、塩崎大臣はここで退席をされます。ありがとうございました。

(塩崎臨時議員) ありがとうございます。

(塩崎臨時議員退室)

#### 骨太方針・予算の全体像フォローアップ

(甘利議員) それでは、本日、最後の議事といたしまして、骨太方針・予算の全体像フォローアップにつきまして、高橋議員より御説明をいただきます。

なお、本日の御説明を踏まえた議論につきましては、今後、議論を行う歳出各分野の審議の際等をお願いをしたいと思います。

(高橋議員) それでは、資料3-2をご覧いただきたいと思います。

私どもで、骨太方針2013、平成26年度予算の全体像についてフォローアップをさせていただきましたので、本日は特に3点について、問題提起をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ目をご覧ください。

まず新しい日本のための優先課題推進枠について、フォローアップさせていただきました。

図1にもございますけれども、推進枠とは言っても、実態としては、継続案件が多く、一般枠で措置しているものも多くございます。それから、この枠を作るために、10%一般枠を削って要求ということになっておりますので、結果的に推進枠が予算確保の手段になっているといったこともあって、必ずしも推進枠が予算のメリハリを付けることになっていないのではないかという、疑問を持ったということを申し上げたいと思います。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。補正予算についてです。補正予算が巨額かつ常態化して、結果的にトータルの予算の穴抜けにつながってしまっていると思います。財政規律が働かなくなってしまっていると感じますので、補正予算についても、規律が必要なのではないか、あるいは補正予算も含めた規律が必要ではないかということをお願いを申し上げます。

3点目ですけれども、シーリングなどに際して、自然増も聖域としないという取組が必要ではないかと思えます。とりわけ社会保障支出につきましては、自然増がシーリングになるわけですけれども、単年度では無理だとしても、複数年度で制度改革を通じて、自然増を抑制していくことができると思えます。一方で、非社会保障支出につきましても、中期的に歳出の抑制をしていくことを考えるべきではないかと思えます。

以上3点がフォローアップの結果の問題提起でございますけれども、財政規律を守るための改革というのは、決して日本だけではなくて、各国も様々な試行錯誤を通じて、これまでもいろんな工夫をしてきております。日本も必要に応じて、予算制度そのものの見直しを進めていくべきではないかと思えます。このままの予算制度を維持しますと、結局、

霞が関の仕組みも変わらないことになってしまう。やはり予算制度改革について、これから踏み込んでいくべきではないかという問題提起をさせていただきたいと思います。

（甘利議員） これに関する議論は、後日行いますが、特別に新浪議員から発言を求められています。

（新浪議員） 私、新しい会社に移りまして、全国を回っておりますが、天候不順等により、景気が非常に厳しい等、そんな中で、腰折れしかかっているのではないかと大変心配をしております。風邪を引いているのではないかと、肺炎にならないように早く手を打つことが必要なのではないかという、問題提起をさせていただきたいと思います。

悪化をさせないためにも、消費税を上げる、上げないと、総理が最終的に決定される以前に、景気の浮揚について、何ができるかということ、早期に考えていかなければいけないのではないかと思います。

残念ながら、頼みにしていた輸出産業が、思ったほど成長に寄与してくれなかった。これから寄与する部分もあると思うのですが、輸出産業の輸出が伸びるがゆえに、円安が景気にプラスになるとおっしゃっていましたが、しかし、実態としては、そうではないのではないかと思います。

そんな中で、何と言っても、確認しなければいけないのは、まずはデフレ脱却こそがアベノミクスであるということです。2015年のプライマリーバランスの赤字の半減という課題がございます。非常に重要なことだと思います。しかし、デフレ脱却が最重要であるということ、これをまず第一に確認しなければいけないのではないのでしょうか。プライマリーバランスの赤字を半分にすることを2015年までにやらなければいけない、これは十分に分かった上で申し上げております。施策のオプションとしてそれにあまりに縛られ、結果的にデフレ脱却ができず、景気の浮揚ができなくなってしまうことがないように、考えていかなければいけないのではないかと思います。

一方で、社会保障にメスを入れるということも、大いにやらなければいけません。今、風邪を引いているのではないかと、私は大変危惧をしております。そんな意味で、景気浮揚について、もっと諮問会議で議論していかなければいけないのではないかと、このように問題提起する次第でございます。

（甘利議員） 高橋議員、どうぞ。

（高橋議員） 私も景気に弱い動きが出ていることに関しては、同感でございます。風邪を引いている、それをこじらして肺炎にしないようにしなくてはいけないのは、そのとおりだと思います。

一方で、安倍政権になってから、大局観としては、日本経済の改善は続いていると思います。ただ、足元で景気に弱い動きが出ているということだと思います。これにどう対処するかということに関しては、短期的な景気浮揚策をとるのがいいのか、それともこれまでやってきたように、成長力を強化するというところに、施策の重点を置いて、引き続きそこを強化していく、あるいは前倒しでやっていくということを考えるべきなのか、そこ

はよく検討する必要があるのではないかと思います。

それから、財政健全化については、歳出にメスを入れる。これは絶対にやらなくてはいけない。どういう選択肢をとるにしても、やらなければいけないと思いますが、一方で、財政赤字に関しては、政府は柔軟であるべきだとは思いますが、軟弱なスタンスは絶対に見せてはいけないと思います。

いずれにしましても、いろんなオプション、パッケージがあると思いますので、とるべき政策について、今後、諮問会議でぜひとも議論させていただきたいと思います。

(甘利議員) お二人の民間議員から重要な視点を御指摘いただきました。今後スピード感を持って、この議論はしっかりとしていきたいと思います。

それでは、ここでプレスを入室させ、総理に締め御挨拶をしていただきます。

(報道関係者入室)

(甘利議員) それでは、総理から御発言をいただきます。

(安倍議長) 安倍内閣は、女性が輝く社会を目指し、子育て支援、女性の再就職支援等を強力に推し進めていきます。女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕組みや慣行等についても、関係大臣が協力し、女性の活躍に向け、総合的に具体的取組の検討を進めていただきたいと思います。

人事院総裁におかれても、国家公務員の配偶者手当の検討を行っていただきたいと思います。

塩崎大臣には、医療費の見える化を含む医療保険制度の改革、薬市場の実態の早急な把握をはじめとする薬価制度の見直し、メリハリの効いた介護報酬の適正化など、社会保障の効率化・重点化により、質を維持しつつ、国民負担を軽減していくよう議論を進め、年内を目途に諮問会議に報告をしていただきたいと思います。

また、民間議員から、昨年度の骨太方針・予算の全体像についてのフォローアップ及び問題提起をいただきました。歳出改革のため、歳出の重点化・効率化を一層進めるため、その仕組みを含めて、引き続き議論を深めていただきたいと思います。

(報道関係者退室)

(甘利議員) ありがとうございました。

本日の総理からの御指示を踏まえまして、関係大臣と調整をしながら、しっかりと歳出改革に取り組んでまいります。

それでは、以上をもちまして、本日の経済財政諮問会議を終了いたします。御苦労様でした。

(以上)